

事故発生の防止のための指針

社会福祉法人 慶寿会

特別養護老人ホームカトレアホーム

【本指針の目的】

本指針は、社会福祉法人慶寿会における介護・医療事故を防止し、安全かつ適切に、質の高い介護・医療を提供する体制を確立するために必要な事項を定めます。

1. 施設（特別養護老人ホーム）における介護事故防止に関する基本的考え方

当施設では介護保険制度（法）が定める基本理念である「自立支援」「尊厳の尊重」「自己決定（の尊重）」を実現し、より質の高いケアの提供を目標に「安全や安心を阻害し、提供する施設サービスに悪影響を及ぼすもの」をリスクとして捉え、介護事故の防止に努めます。そのために必要な体制を整備するとともに、利用者一人一人に着目した個別的なサービス提供を徹底し、組織全体で介護事故の防止に取り組みます。

2. 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織

介護事故発生防止等に取り組むにあたって、下記の体制を構築します。

1) 安全管理部門の設置

安全担当者を配置し、組織的な安全対策実施を総括していきます。

2) 事故防止検討委員会の設置

① 介護事故等発生の防止及び再発防止のための方策を検討します。

ア. マニュアルや事故報告書等の整備

イ. 事故報告の分析及び改善策の検討

ウ. 改善策の周知徹底と評価

エ. 研修会の企画運営

② 委員会は委員長（運営責任者）を施設長とします。

③ 委員会は、介護職、看護職、相談援助職、事務職等、多職種で構成します。

また、委員長は必要時には施設外部の安全対策専門家や産業医等を委員として参加させることができます。

④ 委員会は1ヶ月に1回以上の定期会議を開催します。

但し、重大事故発生時等必要な場合には、臨時委員会を招集します。

3) 多職種共同によるアセスメントを実施します。

3. 委員会構成員の責務及び役割

1) 施設長（委員長）

- ・ 事故発生予防のための総括管理
- ・ 事故防止検討委員会の開催
- ・ 委員会の円滑な運営と推進、管理

2) 生活相談員・施設介護支援専門員（相談援助職）

- ・緊急連絡体制の整備
- ・家族、医療機関、行政機関、その他関係機関への対応
- ・『施設サービス計画書』によるケア方針の明確化

3) 介護職

- ・基本的介護技術の周知徹底
- ・利用者の意向に沿った個別ケア
- ・利用者の疾病、障害、心身の状態を把握し、アセスメントに沿ったケアの実践
- ・正確かつ丁寧（詳細）な記録
- ・多職種協働のケアの実践

4) 看護職員

- ・医師（管理医・産業医）及び協力医療機関との連携
- ・施設における医療行為の範囲について

5) 管理栄養士（栄養士）

- ・食品管理、衛生管理の体制整備と管理指導
- ・食中毒予防教育と指導の徹底
- ・緊急時連絡体制の整備（保健所、各関係機関、施設、家族）
- ・利用者の状態に合わせた食事形態

6) 事務職

- ・関係部署との調整
- ・施設内の環境整備
- ・備品等の整備
- ・職員の安全運転の徹底

4. 介護事故防止のための職員研修に関する基本方針

1) 介護職員その他の従業者に対し、事故発生防止の基礎的知識について普及、啓発します。

（※具体的な研修の内容等については、年度毎の事業計画内で定めるものとします。）

2) 研修は、2回以上／年とし、新規採用時は別途実施します。

5. 介護事故等の報告方法及び介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策

1) 報告システム

インシデントや事故に至る可能性のあったできごとについて、報告書を作成します。

（※『事故報告書』及び『ヒヤリハット報告書』）

提出（収集）された情報は、分析、検討を行う材料とし、施設内で共有し、再び同様の事故を起こさないための対策を立てるために用います。尚、軽微な内容であったとしても報告書の提出を推奨し、当該報告書を提出したことを理由に不利益な処分は行いません。

2) 事故要因の分析

提出（収集）された情報は、事故防止検討委員会で問題点の分析、評価を行います。

分析にあたっては、ハード面、ソフト面、環境面、人的面等、多角的に行い、具体的な再発防止に関する方策に役立てます。また、業務改善に役立てます。

3) 改善策の周知徹底と評価

事故防止検討委員会等を集計し、事故発生時の状況等を分析します。

また、事故の発生要因、発生傾向（バイアス）、結果等を取りまとめ、有効な防止策に繋がります。その内容は周知徹底します。尚、防止策を講じた際には、一定期間内において効果を評価します。

6. 介護事故発生時の対応に関する基本方針

介護事故が発生した場合には、下記により速やかに対応します。

1) 当該利用者への対応

- ① 利用者の安全確保を最優先事項として行動します。
- ② 関係部署及び家族等へ速やかに連絡し、必要な措置を講じます。
- ③ 状況により、医療機関への受診等が必要な場合は、迅速にその支援を行います。

（説明事項）

- ・事故発生状況及び施設職員の対応状況
- ・事故発生原因及び再発防止策
- ・事故による損害が発生している場合においては、施設の賠償責任の有無

2) 事故状況の把握

事故状況の把握をするため、関係職員は『事故報告書』及び口頭（第1報）において速やかに報告します。尚、記載については客観的事実に基づいて記載することとします。

3) 関係者への連絡・報告

- ① 関係職員からの報告等に基づき、予め指定された緊急連絡先に連絡を行います。
- ② 短期入所利用者の場合には、担当ケアマネジャーにも連絡します。
- ③ 必要に応じて保険者（市町村担当課）に所定の報告書書式を以って報告します。

4) 損害賠償

事故状況により賠償等の必要性が生じた場合には、専門家と相談の上、当施設の加入する損害賠償保険で対応します。

7. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、ホームページに掲載し、利用者・家族等、すべての職員が自由に閲覧することができます。

8. その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針

- 1) 生活リスクの早期発見、把握のために予防措置を講じるように努めます。
- 2) 苦情相談対応体制や満足度意向調査を活用し、家族の声を活かせる仕組みを構築します。
- 3) 介護事故防止マニュアルは、すぐに閲覧できる場所に備え置き、最新の知見に対応するよう定期的に改訂を行います。
- 4) 災害（防災）に関しては、防災計画及びBCP（業務継続計画）に準じて行動します。

この指針は、令和6年1月1日より施行する